

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 7. 21

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

大韓民国は選挙と関連した寄付行為を厳格に制限しています

- ◎ 在外国民は誰であっても、選挙に関して候補者またはその所属政党のための寄付行為をいかなるときもできません。

寄付行為とは、在外国民または在外国民が所属した機関・団体・施設および在外国民が参加する集いや行事に対し、金銭・物品その他財産上利益を提供したり利益提供の意思表示またはその提供を約束する行為をいいます。大韓民国『公職選挙法』(以下‘法’とする)は、大統領選挙と国会議員選挙を含んだ公職選挙でお金がかからないきれいな選挙を実現するために、候補者や政党または選挙関係者だけではなく一般国民の選挙に関する寄付行為も厳格に制限・禁止しています。

※主体別寄付行為制限内容

主体別	制限期間	制限内容
候補者(予定者含む)とその配偶者・国会議員・政党の代表者(法 § 113)	常時	当該選挙に関する可否を問わず一切の寄付行為(結婚式での主礼行為含む)禁止
政党(創党準備委員会含む)、候補者(予定者含む)やその配偶者の家族など(法 § 114)	選挙期間前	当該選挙に関して候補者または所属政党のための寄付行為禁止
	選挙期間中	当該選挙に関する可否を問わず候補者または所属政党のための一切の寄付行為禁止
第三者(だれでも)(法 § 115)	常時	選挙に関して候補者または所属政党のための寄付行為禁止

選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています